

相続税増税！？《その4》

前回、前々回の記事で相続税の増税についてご紹介しました。しかし、今年から施行された相続税法の改正は納税者に不利な改正だけではなく、有利な改正もあります。

今回は「小規模宅地等の特例の適用拡大」について、減税方向の改正をご紹介します。

はじめに、適用が拡大された「小規模宅地等の特例」とはどんな制度なのか？

大雑把に言ってしまうと、
” 故人が所有していた土地に一家が住んでいたり、そこで家業を営んでいたりした場合に、その土地に対して多額の相続税を掛けてしまったら相続税が払えず、転居・廃業を余儀なくされる” という事態が発生しないよう、土地の評価額を 80% 減額した金額で相続税を計算しているですよ、という制度です。

今回の改正では、自宅や家業の土地(小規模宅地等)のうち、自宅の土地(特定居住用宅地等)について、特例が適用される面積の限度が従来の 240㎡から 330㎡まで拡大されました。ちなみに、家業の土地(特定事業用宅地等)は 400㎡まで適用されます。

さらに、去年までは自宅の土地と家業の土地を合わせて 400㎡までしか適用できませんでしたが、今年からは合わせて最大 730㎡まで適用が可能となったほか、二世帯住宅や介護施設で生活していた場合などの要件も緩和され、使いやすい特例となりました。

ここまで読んで気付いた方もいらっしゃると思いますが、この特例は面積に応じて減額されるため、同じ「3億円の土地」を所有していても、地価の高い都心に 200㎡の自宅を構えている方は $3 \text{ 億円} \times 80\% = 2 \text{ 億} 4 \text{ 千万円}$ 減額され、相続税額は 6000万円まで大幅に下げることができます。

その一方、郊外に 1000㎡の自宅を構えている方は $3 \text{ 億円} \times 330 \text{ m}^2 \div 1000 \text{ m}^2 \times 80\% = 7920 \text{ 万円}$ 減額され、相続税額は 2億2080万円までしか下げられません。

その差は 1億6080万円にもなりますので、もし税率が 50%の方であれば 8000万円以上も納税額に差が出てきます。

自宅の場所はライフスタイルによるところが大きいため、どちらがいいとは言えませんが、相続対策だけを考えるならば、自宅は都心に買った方がいい！ということの頭の片隅に置いておくと役に立つかもしれません。

※法律条文を出来るだけ分かりやすくご説明するため、簡易な用語の使い方・表現の仕方をしております。

個別の事案につきましては、税理士ご相談いただくか、巡回担当者にお声掛け下さい。(U)

前回の事務所通信の発行から 4ヶ月、若葉の緑が目にも鮮やかな季節となりました。今月より事務所通信再開いたします。



「お金」について《その3》

お金持ちは長財布を使う！みたいな本の広告を見ることがあります。私としては「確かにその通りっ！間違いなっ！」とまでは思わないのですが、数々のお金持ちが持って居られる財布等に関するジククスをご紹介しますと思います。

＜長財布＞

ビジネスマンで一定以上の職位に着かれている方は殆ど長財布をお使いです。コインケースのついていない薄手の長財布をスーツの胸ポケットに入れ、小銭入れは別持ちで使うのがジェントルマンスタイル。中身の確認が二つ折りなどより容易でお札も痛まないのが利点です。ちなみに同じ長財布でも自営業の方に多いラウンドファスナー等の分厚い財布は鞆に入れて使用するのが正解ですね。

＜お札を大事に扱う＞

上記と被りますが、尻ポケットに長財布を差して使っているお金持ちを、私は少なくともオンビジネスで見たことがありません。また二つ折り財布に一万円札を入れているお金持ちも同様。これらはジククスも有りますが、何よりお札に折り目がついたり、皺になったりすることを嫌ってのことかと思われまふ。渡される立場に立ってみると、ピンと真っ直ぐな紙幣を受け取る方が気分が良いのは確かですからね。

＜お札の向きを揃える＞

これも鉄板。お札の種類ごとにキチンと表裏や上下の向きを揃えて財布に収納しておく、教えやすいし受け取った方も気分良し。

＜財布の中身を把握している＞

各紙幣や小銭がそれぞれ何枚有るかを把握していると、レジでの精算も早く、釣り銭等で無駄な小銭が財布に貯まるのを防ぐことが出来、また自分が幾ら使ったかの把握が容易になることで無駄遣いも防げます。クレジットカードの利用金額やICカードの残額なども意識しておくことで資金ショート等も未然に防ぐことが出来ます。

＜財布が整理整頓されている＞

意味なく領収書などを入れっぱなしにしないことで経費精算を早く正確に行え、恩恵を被る事のなさそうなポイントカードなども整理できます。

その他様々なジククスを見聞きするのですが、上記全てに共通する事柄にお気づきでしょうか？それは、

次回に続きます。(F)

《保険相談をお受け致します》

関与先様から保険についての相談を受ける事ができるよう、事務所スタッフ全員が 生命保険の募集、販売のできる資格、「生保 一般課程」かそれ以上の資格を取得し、生命保険募集人として登録を致しました。

保険の販売もできますが、取得目的は相談業務です。保険への加入を強く勧める様な営業行為は一切致しません。また、損害保険についての相談も有資格者がお受け致します。

保険について気になることがありましたら、お気軽にご相談下さい。(S)